

熱海市農業委員会

令和2年4月総会 議事録

1. 日 時 令和2年4月10日(金) 午後1時30分
2. 場 所 熱海市役所第1庁舎4階 第2会議室
3. 出席者 出席委員 椎野 政一 外7名
出席推進委員 尾崎 一雄 外3名
欠席委員 藤間 恵見子
欠席推進委員 なし
出席職員(事務局) 富岡 久和 高橋 三千丈
4. 審議案件 非農地証明申請について
農地転用事実確認について
5. 議 事 開始 午後1時25分
終了 午後2時20分

椎野 政一議長

みなさん、こんにちは。少し時間早いですが、みなさんお揃いですので始めたいと思います。年度も変わって、これから新たに7月までこの体制でやっていくわけですが、世の中が酷い状態になってしまっていて、こうやってみなさんが集まること自体考えなければいけないような状況です。今月の調査については、伊豆山・熱海地区だけでしたので南熱海の方は休んでいただきました。調査もなるべくみんなが揃うことなく少人数でできればそのように今の時期はやっていった方がいいと思いますので、今後も泉・伊豆山と南熱海地区は分かれて調査しようと思いますのでよろしく願いいたします。早速議事に入りますが、今日の議事録署名人は、6番の西島健介委員と7番の西島洋一委員をお願いいたします。それでは議案の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局(高橋)

議案1号非農地証明申請です。ページは2ページです。

土地の所在は伊豆山字七尾原 地目は台帳畑、現況雑種地・山林です。面積は1,778㎡です。耕作以外に供した年月日・理由ですが、現所有者はこの土地を平成13年に相続しましたが、平成元年頃より耕作する方がいなくなり、以来そのまま放置されているとのことです。場所は3ページの地図のとおりです。現場の写真が4ページです。こちらについて審議をお願いいたします。

椎野 政一議長

はい、ありがとうございます。それではここについては伊豆山地区になりますの

で、原委員の方から補足説明をお願いします。

原 征洋委員

それでは担当の原が説明いたします。農地の区分は第3種、農振の区分は地域外、宅造規制あり、風致地区は無指定、用途区分は第2種中高層住居専用地域になっています。この土地は、私の記憶では四十何年前に向かいの県営住宅ができた時には、もう畑ではなかった気がします。平成元年頃から耕作していないとのことですが、もっと前から耕作放棄というか、荒れ果てた土地です。一部舗装してあるような所もあってそこは駐車場とか資材置き場として貸していた時期もありました。今はまったくの山林状態、手が付けられないような状態です。周りの農地もほとんど同じような山で、あとは県営住宅と宅地に囲まれていて、他の農地とかには特に影響はない、ほんとの山状態です。そんなことで、証明出しても差し支えないと思いますが、よろしく審議の方お願いいたします。

椎野 政一議長

はい、ありがとうございます。原委員の方から説明がありましたが、この大きな木を見ても分かる通り40年から50年くらいは経っている大木がかなりあります。私も現場に行きましたが、原委員がおっしゃる通り40年も前から畑としては使われていなかったのではないかとかがえるような状態でした。ここを農地として使うのはかなり厳しい状況かと思えます。

どうですか、みなさん。証明の発行について、よろしいですか？

多数の委員

「異議なし」の声

椎野 政一議長

はい、証明の発行よろしくようお願いいたします。では次2番の転用事実の確認について事務局から説明をお願いします。

事務局（高橋）

議案2号転用事実確認願についてです。ページは6ページです。

土地の所在は桜木町 地目は畑、面積は247㎡です。許可年月日は平成31年2月22日。使用目的は事業用駐車場。転用完了年月日は令和2年3月19日です。場所は7ページの地図のとおりです。8ページが転用許可時の計画図になります。9ページが現在の転用が完了した後の写真になります。こちらについて審議をお願いいたします。

椎野 政一議長

はい、ありがとうございます。これについては熱海地区になりますので、古屋委員の方から補足説明をお願いします。

古屋 互委員

担当の古屋から説明させていただきます。農地の区分は第3種、農振区分は地域外、宅造規制あり、風致地区無指定、用途区分は第2種住居地域です。駐車場ということで使用目的が出ています。一番下の道路に接している部分が6台、3段の一番上が軽と普通車1台ずつ、真ん中の段が普通車8台の駐車場になっています。見た目、急斜がちょっと強いかなと思いますが、角度はよくわかりません。いちおう転用確認ということで、駐車場にはなっています。ご審議の方お願いします。

椎野 政一議長	はい、ありがとうございます。ここは以前から非農地証明申請とか5条申請とか出ているので、場所はみなさん分かりますよね。去年駐車場にするということで、5条の申請が出たものです。計画どおり駐車場になっていますので、事実確認できたということによろしいですね。
多数の委員	「異議なし」の声
椎野 政一議長	はい、ありがとうございます。 それではその他事務局からお願いします。

【その他】

1. 令和3年度農林関係税制改正要望事項について
事務局より、要望事項についてなにかあれば来月の総会時に提出するよう依頼。
2. 活動記録簿について
全国農業会議所が作成した様式を配布。今年度よりこの様式に記入し提出するよう事務局より依頼。
3. 令和元年度農業委員会会計報告について
事務局より会計報告。古屋委員より監査報告。
4. 農業委員会畑作業について
事情により昨年度借りていた土地が今年度から使えなくなったため、会長より新たに借りる予定の場所の説明。イノシシの被害を考え、サツマイモは諦め大根のみ栽培する。
5. 農地法第30条（利用状況）調査について
調査用の地図を配布。7月の総会までに提出すること。

椎野 政一議長	さあいいですか、今日はこのくらいで。それでは古屋さんの方から。
---------	---------------------------------

古屋 互委員	本日の審議ですが、非農地証明について伊豆山1件承認されました。農地転用事実確認について熱海1件承認されました。本日はお疲れ様でした。
--------	--

議長 椎野 政一

6番委員 西島 健介

7番委員 西島 洋一

熱海市農業委員会

令和2年5月総会 議事録

- | | |
|------------|--|
| 1. 日 時 | 令和2年5月8日（金） 午後1時30分 |
| 2. 場 所 | あいら伊豆農業協同組合下多賀支店 2階会議室 |
| 3. 出 席 者 | ※今月の総会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、在任する農業委員の過半数（5名）での開催としました。
出席委員 椎野 政一 出口 信司 西島 健介
西島 洋一 川口 哲章
出席職員（事務局） 富岡 久和 高橋 三千丈 |
| 4. 審 議 案 件 | 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について
農地転用事実確認について |
| 5. 議 事 | 開始 午後1時30分
終了 午後2時10分 |
| 椎野 政一議長 | みなさん、お疲れ様です。こんな時世ですので、本日は東地区の方と、推進委員の方にはご遠慮いただいて、農業委員9人のうち5人参加しています。農業委員会法によると、過半数の出席があれば成立するというので、今日は過半数の出席で総会を開催したいと思います。よろしく願いいたします。今日の議事録署名人は、8番の川口委員と5番の出口委員をお願いいたします。それでは議案の審議に入ります。1番の農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局（高橋） | 議案1号と議案2号は両方とも農地法第5条第1項の規定による許可申請になります。1号と2号は関連議案になりますので、続けて説明させていただきます。まず議案1号、ページは2ページです。
許可を受けようとする土地は、
下多賀字平山 地目は畑、面積は214㎡です。転用計画は、住宅の建築です。権利移転事由は、譲受人の自己居住住宅を建築したいという希望を聞き入れ、譲渡人が売却するものです。工期は今年の6月10日から11月30日まで。建築面積は67㎡です。権利の内容は所有権移転です。
続きまして、議案第2号、申請者は同じです。許可を受けようとする土地は、下多賀字平山 地目は畑、面積は71㎡です。こちらの転用計画は通路です。権利移転事由は、議案1号の宅地利用に際して、地形上市道からの進入ができないため、住宅敷地への進入路として利用したいとのことです。こちらの工期が |

6月10日から8月31日までです。権利の内容が2分の1の所有権移転になります。譲渡人と譲受人の両名での所有です。場所は5ページの地図のとおりです。6ページが現場の写真です。こちらについて審議をお願いいたします。

椎野 政一議長 はい、ありがとうございます。中野地区になりますので、西島健介委員の方から補足説明をお願いします。

西島 健介委員 ここで説明させていただきます。(ホワイトボードに書いた区画図を示しながら)
1号議案が 家を建てる所。2号議案がこの進入路
この申請地の奥は、まだ畑のままです。農地の区分は第2種、農振の区分は白地、宅造規制なし、風致地区は第2種、用途区分無指定です。以上です。ご審議のほどよろしくをお願いします。

椎野 政一議長 はい、ありがとうございます。現場はここにいる委員さんみんな見ていると思います。ここは、このために先に分筆したんですよね？

事務局(高橋) はい、そうです。

西島 健介委員 譲渡人はこの土地の下側も持っていて以前に分譲しましたよね。

椎野 政一議長 この土地の上はまだいい畑だったよね。あちこち持っているよね。

西島 健介委員 この場所がメインです。

椎野 政一議長 現場見てみても、周りはほとんど住宅で、これからみかんやるにしても消毒もやりにくいだろうし。何かご異議ありますか？

全員 「異議なし」の声

椎野 政一議長 それでは1号の住宅用地と2号の通路について承認ということでよろしいですね。

では、次の農地転用事実確認について事務局から説明をお願いします。

事務局(高橋) 議案3号農地転用事実確認願についてです。ページは8ページです。
土地の所在は下多賀字平山 地目は台帳
畑、現況は宅地介在畑、面積は82㎡です。許可年月日は平成25年12月20日。
使用目的は道路敷。転用完了年月日は平成27年2月13日です。場所は9ページの地図のとおりです。10ページが転用完了後の写真になります。こちらについて審議をお願いいたします。

椎野 政一議長 はい、ありがとうございます。

西島 健介委員 すでに転用が済んでいる家が隣にありますが、その横の通路部分も転用許可が出ていて、今回転用されていることを確認していただきました。よろしいでしょうか。

椎野 政一議長 はい、ありがとうございます。住宅を建てたときに、ほんとは一緒に転用するべきだったのでしょうけど、やってなかったということですが、通路として使われていることは分かります。よろしいですか、これも承認ということで。

全員 「異議なし」の声

椎野 政一議長 はい、ありがとうございます。それでは今日の審議案件3件よろしいですね。それではその他事務局からお願いします。

【その他】

1. 農業業委員会畑作業について

新たに借りる予定の場所に、会長が5月中に除草剤をかける。6月の現地調査の時に下見する。

2. 来月の総会について

来月も委員の数を減じて開催するかどうかは、今後の緊急事態宣言の様子を見て判断する。

議 長 椎野 政一

5 番委員 中 嶋 信司

8 番委員 川 口 哲章

熱海市農業委員会

令和2年6月総会 議事録

1. 日 時 令和2年6月10日(水) 午後1時30分
2. 場 所 熱海市役所第1庁舎 4階第2会議室
3. 出席者 出席委員 椎野 政一 他7名
出席推進委員 尾崎 一雄 外3名
欠席委員 藤間 恵見子
欠席推進委員 なし
出席職員(事務局) 富岡 久和 青木 渉 高橋 三千丈
4. 審議案件 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について
農地転用事実確認について
5. 議 事 開始 午後1時30分
終了 午後2時45分

椎野 政一議長

それではみなさんいいですか。時間になりましたので、今月の総会を始めたいと思います。今回は3条が3件と、転用事実の確認が出ておりますので、これから審議に入りたいと思います。審議に入る前に、今日の議事録署名人を1番の落合委員と3番の古屋委員にお願いいたします。それでは早速議案1号は農地法第3条第1項の規定による許可申請ということですが、1号と2号は関連しますので、まとめて事務局の方から説明をお願いします。

事務局(高橋)

まず議案1号ですが、ページは2ページです。

許可を受けようとする土地は、伊豆山宇太夫田 地目は畑、面積は1,514㎡です。契約の内容は賃借権設定で期間は5年間になります。借りる方が現に所有する農地はありません。機械の所有の状況ですが、賃貸人より草刈機と耕運機を無償貸与することです。作付作物はサツマイモです。農作業に従事する方は、ご本人、職業は会社員、年間農作業日数は100日。それと、姉 で、作業日数は150日。妹 は作業日数50日とのことです。住所地から土地までは車で5分です。権利取得後における経営面積ですが、第2号議案になっている場所の面積が758㎡ですので、合計で2,272㎡です。3ページが耕作管理計画です。夏ミカンや柿、栗など現存するものはそのまま、空いている場所でサツマイモを育てる予定とのことです。場所は5ページの地図のとおりです。6ページが農地の現在の写真です。

続きまして第2号議案ですが、

許可を受けようとする土地は、伊豆山喜志
地目は台帳が田で現況は畑、面積が62㎡。それと、地目
は同じで面積は696㎡です。契約の内容は所有権移転です。以下の内容は1号議
案と同様です。場所は9ページの地図のとおりです。10ページが耕作管理計画で
すが、こちらでは現存する作物がないので、サツマイモのみを育てる予定とのこと
です。現在の写真が12ページです。第1号、第2号について審議のほうお願いいた
します。

椎野 政一議長

はい、ありがとうございます。この案件につきましては伊豆山地区ですが、伊豆
山の原委員の当人の案件ですので、今回は私の方から補足説明させていただきます。
現況は写真にあるとおり、管理を休んでいるような状態です。面積は1,514㎡
ということで、ここだけでも下限面積に達しているのですが、その前に
2号議案の話があって、この2号議案の土地を買うにあたって、2号議案の方の土
地だけでは下限面積に満たないということで、この1号議案の土地を借りて併せて
やるということです。

譲渡人は、転出したいから土地を売りたいと前から言っていて、売る相手を探し
ていました。それで譲受人が原さんの指導を受けながらここで耕作したいというこ
とでこの場所を購入することになり、今回の申請に至りました。1号2号共に、農
地の区分は第3種、農振地域外、宅造規制あり、風致は無指定、用途区分は第2種
中高層住居専用地域です。審議のほうよろしくお願いいたします。

原 征洋委員

補足いいですか？

椎野 政一議長

はい。

原 征洋委員

私が貸す相手の方は、退職したら百姓やりたいと前から言っていて、土地がない
かと相談を受けていました。そしたらたまたま購入できる土地が見つかって、他に
貸してくれる土地はないかと相談を受けました。それで私も体調が悪くて道路の下
の畑の上り下りができないので、そこを管理してくれるのなら機械も貸すし、野菜
の作り方も教えるからといって、話がまとまりました。妹さんとかがいて、その人
たちも自然農、いわゆる自分たちで食べるものは自分たちで作りたいという考えで、
なるべく化学肥料とか消毒を使わないでやりたいと。それで、じゃあ私が指導しよ
うとなりました。機械も追々買うけど、今はないのでとりあえず私の機械を使って
やる。ということです。よろしく申し上げます。

椎野 政一議長

はい、以上ですが、何かご意見ご質問あったらお願いします。

2号議案の方の現持ち主は熱海に住んでいなくて管理もできないし、新しくやっ
てくれるなら、いいことだと思うので。どうですか、承認でいいですか？

全員

「異議なし」

椎野 政一議長

はい、ありがとうございます。では3号議案を事務局から説明をお願いします。

事務局（高橋）

議案3号、ページは14ページです。

許可を受けようとする土地は、泉元宮上分字奥西山 地目は畑、面積は448㎡です。契約の内容は所有権移転です。譲受人及びその世帯員が現に所有する農地は、表のとおりです。3,796㎡所有しております。譲受人の機械の所有状況は、耕運機が1台。作付作物は大和芋100㎡と梅300㎡です。農作業に従事する方は、譲受人の父で農作業経験は30年ほど、年間農作業日数は300日です。住所地から土地までの距離は1.6kmです。場所は15ページの地図のとおりです。16ページが耕作管理計画です。18ページが航空写真ですが、青く色づけしてある部分が現在所有している農地で、黒枠の部分が今回取得予定の農地です。19ページが現況写真ですが、ちょっと状況が分かりづらいので、航空写真と併せてご覧ください。こちらについて審議をお願いいたします。

椎野 政一議長

はい、ありがとうございます。これについては泉地区になりますので落合委員の方から説明をお願いいたします。

落合 彰委員

落合から説明させていただきます。譲渡人は後継者がいないから、譲受人に買ってくれと再三言っていたようです。現地調査の時見せてもらったのですが、譲受人はこの土地の近くで長芋をけっこう作っていて、今回この土地を買ってここでも長芋を作りたいとのこと。農地の区分は第2種、農振の農用地、宅造規制なし、風致第1種、用途区分無指定です。現状はそんなに手入れはされている所ではないですけど、これで譲受人に渡ればしっかり管理してくれると思いますので、ご審議のほどお願いします。

椎野 政一議長

はい、ありがとうございます。この書類見たときに、農作業従事する人がお父さんで90歳と書いてあったので、ほんとにできるのか心配しました。それで現地調査の時に90歳のお父さんが軽自動車で見地に来てくれたのですが、90には見えないとても元気な方でした。これなら大丈夫かなと思いました。この土地には今梅の木が植わっています。この梅を収穫しながら、その間に大和芋を作るという計画のようです。あの方なら歳関係なく十分大丈夫だろうなという感じでした。

承認ということよろしいですか？

全員

「異議なし」

椎野 政一議長

ありがとうございます。では、第4号議案の転用事実の確認について事務局から説明をお願いします。

事務局（高橋）

議案4号農地転用事実確認願についてです。ページは21ページです。

は台帳田、現況は宅地、面積は76㎡です。許可年月日は昭和52年3月23日。使用目的は住宅1棟と浄化槽1基。転用完了年月日は昭和52年10月7日です。場所は22ページの地図のとおりです。23ページが現在の写真になります。こちらについて審議をお願いいたします。

椎野 政一議長 はい、ありがとうございます。これは和田木地区になりますので、川口委員の方から説明をお願いします。

川口 哲章委員 写真見ていただくと分かるに、現状は完全に家が建っている状態です。現地確認しましたが、そこに住んでいる様子はありませんでした。農地の区分は第3種、農振地域外、宅造規制なし、風致無指定、用途区分は第2種中高層住居専用地域です。推測ですけど、宅地に転用後に登記していなくてそのままになっていたものだと思います。審議の方をお願いします。

椎野 政一議長 はい、ありがとうございます。ここについては転用事実の確認ということで写真を見ても一目瞭然です。これはもういいですよ？

全員 「異議なし」

椎野 政一議長 事実確認したということで処理させていただきます。ありがとうございます。では、今日の審議についてはこれで終わりですね。その他事務局の方からお願いします。

【その他】

1. 持続化給付金について
チラシを配布。農業者への案内を依頼。
2. 令和3年度農地利用最適化施策に関する意見及びその他農業施策に関する要望について
令和3年度用の要望書と令和2年度の要望実績を配布。要望あれば、7月総会時に提出するよう依頼。
3. 第5次熱海市総合計画策定に係る市民職員合同会議の委員の推薦について
推薦依頼人数1名 → 西島健介委員を推薦
4. 畑作業について
耕耘作業 6月24日 13時 多賀神社集合
5. 来月の総会について（7月10日）
開始時刻と会場が当初の予定から変更になった旨報告
変更前：14時から第1会議室 → 変更後：13時30分から第2会議室

6. 新規就農希望者について

熱海で柑橘をやりたいという就農希望者からの相談があり、会長・事務局にて対応した。
成木がある農地を探しているので、情報提供を依頼。

議 長 雄 野 政 一

1 番 委 員 落 合 彰

3 番 委 員 古 屋 亘

熱海市農業委員会

令和2年7月総会 議事録

- | | |
|------------|--|
| 1. 日 時 | 令和2年7月10日(金) 午後1時30分 |
| 2. 場 所 | 熱海市役所第1庁舎 4階第2会議室 |
| 3. 出 席 者 | 出席委員 椎野 政一 他8名
出席推進委員 尾崎 一雄 外3名
欠席委員 なし
欠席推進委員 なし
出席職員(事務局) 富岡 久和 高橋 三千丈 |
| 4. 審 議 案 件 | なし |
| 5. 議 事 | 開始 午後1時30分
終了 午後2時10分 |

椎野 政一議長

みなさん、こんにちは。今日はお忙しいところありがとうございます。遂に、このメンバーで集まって会議するのも今日が最後になってしまいました。まずは3年間みなさん本当にありがとうございました。至らぬ会長でみなさんにご迷惑をかけることが多々あったかと思いますが、何一つ文句言うこともなく快く協力してくださったおかげで任期も無事終了することができます。思いおこせば、新しい大根畑を作ろうということで原さんや落合さんにはユンボを持ってきていただいて、みんなまで耕して、また焼き芋を作ったりほんとに色々な思い出があります。本当にありがとうございます。この中には継続してやられる方もいらっしゃいますが、年々農業委員会に対する要求も増えてきて、具体的に成果を出すことを求められています。継続してやられる方は大変かと思いますが、新しいメンバーを拝見しますと半数は経験者で慣れた方なので、今後よりよい成果が出ることを期待しています。本当にどうもありがとうございました。

今日は何も審議案件がないので、任期終了にあたっての報告事項が事務局からあります。いちおう議事録署名人を、6番の西島健介委員と8番の川口委員にお願いいたします。ではよろしくお願いたします。

【その他】

1. 全国農業新聞の購読について
退任委員の購読継続の意向を確認

2. 退任感謝状謹呈式について
日時：令和2年8月7日（金） 13時30分～
会場：市役所第1庁舎4階 第1会議室

3. 初島地区の農地活用について
会長より：初島は風の影響を受けやすいので、農作物の栽培が難しい。そこで、風の影響を受けにくい落花生栽培を初島でやったらどうかと考えている。初島の農地所有者に意向調査したところ、栽培希望者が11人いた。JAあいら伊豆が落花生栽培を推奨しており、苗をJAが提供してくれることになったので、7月14日にJAあいら伊豆職員と一緒に営農指導に行く予定。

議長 椎野 政一

6番委員 西島 健介

8番委員 川口 哲章

熱海市農業委員会

令和2年8月総会 議事録

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 令和2年8月7日（金） 午後2時00分 |
| 2. 場 所 | 熱海市役所第1庁舎 4階第1会議室 |
| 3. 出席者 | 出席委員 西島 健介 他8名
出席推進委員 窪田 隆一 外3名
欠席委員 なし
欠席推進委員 なし
出席職員（事務局） 富岡 久和 青木 渉 高橋 三千丈 |
| 4. 審議案件 | 1. 会長の互選について
2. 職務代理者の互選について
3. 委員の議席について
4. 一般社団法人静岡県農業会議普通会员の指名について
5. 農地利用最適化推進委員の委嘱について
6. 熱海市都市計画審議会委員の推薦について
7. 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
8. 非農地証明申請について |
| 5. 議 事 | 開始 午後2時00分
終了 午後3時30分 |
| 事務局（高橋） | 定刻となりましたので、只今から熱海市農業委員会総会を開会します。
本日の総会は、任命後最初の総会でありますので、法律の規定により市長が招集した総会でございますが、市長は本日別の公務がありますので、代わって副市長よりご挨拶をお願いしたいと思います。
副市長よろしくお願ひいたします。
（ 副市長 挨拶 ） |
| 事務局（高橋） | 副市長は次の公務を控えておりますので、ここで退席させていただきます。
（ 副市長 退席 ） |
| 事務局（高橋） | 先程申しましたように、本日は任命後、最初の総会でございますので、議長となるべき会長が選出されるまでの間は、臨時議長により会議を進めていただきたいと思います |

思います。熱海市農業委員会規程第2条第3項の規定により、年長の委員がその職務を行うこととされております。本日出席されております委員のなかで、川口委員が年長委員でございますので、臨時議長をお願いいたします。

(川口委員 議長席に移動)

川口哲章臨時議長

こんにちは。御指名いただきました川口でございます。会長が決まるまで臨時に議長を勤めることとなりますので、皆様のご協力をよろしくお願いしたいと思います。それではまず初めに、任命後初めての総会で委員さんの顔ぶれも変わっておりますので、自己紹介をそれぞれお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。私からさせていただきます、泉の塩谷委員から席順にお願いします。

(順次自己紹介)

川口哲章臨時議長

続きまして、事務局の方からも自己紹介をお願いします。

(順次自己紹介)

川口哲章臨時議長

ありがとうございました。議事を進める前に議事録署名人を指名させていただきます。塩谷委員と田中委員にお願いしたいと思います。

それでは議案を上程いたします。選出第1号会長の互選について、選出第2号職務代理者の互選についてを一括議案といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 (高橋)

「会長」「職務代理者」の選出につきましては、熱海市農業委員会規程第2条第1項により選挙することとされておりますが、委員の中に異議がないときは指名推薦によることができるとされております。

委員皆様のご審議をお願いいたします。

川口哲章臨時議長

只今、事務局から基本は選挙、委員全員に異議がないときは、指名推薦の方法もできるとの説明がありました。指名推薦の方法で行うことに異議のない委員は、挙手をお願いしたいと思います。

(全員挙手)

川口哲章臨時議長

挙手全員であります。したがって、両案とも指名推薦によることと決定いたします。それでは、指名推薦ある方は挙手をお願いします。

(古屋委員挙手)

川口哲章臨時議長

はい、古屋さん。

古屋 互委員

会長に西島健介さん、職務代理者に塩谷昇二さんを推薦します。

川口哲章臨時議長

ただいま古屋さんから指名推薦がありました。会長に西島健介さん、職務代理者に塩谷昇二さんを選出することにご異議ございませんでしょうか。

全 員	(異議なしの声あり)
川口哲章臨時議長	異議なしと認めます。よって、会長に西島健介さん、職務代理者に塩谷昇二さんが選出されました。それでは、西島会長、塩谷職務代理の就任のご挨拶をお願いいたします。 (会長、職務代理挨拶)
川口哲章臨時議長	ありがとうございました。会長が決定しましたので、私の職務は終了いたします。議長を交代させていただきます。ご協力ありがとうございました。 (川口委員 自席へ移動) (西島会長 議長席へ移動)
西島 健介議長	それでは、次第に基づいて進めていきたいと思えます。指定第1号委員の議席について、事務局より説明をお願いします。
事務局 (高橋)	従来、委員の議席指定については、泉地区から順に南の方へと指定させていただいており、最後に女性委員の方とさせていただいております。議案3ページの名簿の順、これを正式な議席番号としたいと思えますが、委員皆様のご審議をお願いいたします。
西島 健介議長	どうでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
西島 健介議長	異議なしと認めます。原案のとおり決定いたします。あと、認定農業者の人数について事務局から説明してください。
事務局 (高橋)	今回の農業委員選出にあたり、1点ご報告があります。農業委員の選出にあたって、法律の規定で委員の中における認定農業者の数が決められております。熱海市の場合は、本来3人入れないとはいけません。熱海市全体で認定農業者が6人しかいない状況で、農業委員として3人確保するのはなかなか難しい状況にあります。各市町の現状で農林水産大臣の承認が得られれば、その規定人数以下でもいいという決まりがあります。そこで、今回の委員選出にあたっては、令和2年4月23日付けで農林水産大臣の承認を得ておりますので、認定農業者の数は2名ということになっております。以上です。
西島 健介議長	分かりました。続きまして、指名第1号静岡県農業会議普通会員指名について、事務局より説明をお願いします。
事務局 (高橋)	議案は4ページになります。非営利型一般社団法人静岡県農業会議の定款第6条によりますと、県農業会議の普通会員は、各市町村農業委員会の会長又は当該農業委員会が指名した委員があたることとなっております。例年通りですと会長をお願いすることになりますが、委員皆様のご審議をお願いいたします。

西島 健介議長

ご意見いかがでしょうか。

塩谷 昇二委員

例年通りでいいと思います。

西島 健介議長

分かりました。指名第1号静岡県農業会議普通会員については、会長があたるということでご異議ございませんでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

西島 健介議長

続きまして、委嘱第1号熱海市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (高橋)

農地利用最適化推進委員につきましては、令和元年12月末から令和2年2月末までの2か月間、農業関係団体による推薦及び熱海市ホームページによる公募を経て、議案6ページのとおり、泉の杉崎保さん、伊豆山の小松力さん、上多賀の秋山和利さん、下多賀の窪田隆一さんの以上4名の方が推薦されてまいりました。農地利用最適化推進委員は、市長による任命という農業委員とは異なり、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農業委員会が委嘱するということになっております。委員皆様のご審議をお願いいたします。

西島 健介議長

この件について、何かご意見ありますでしょうか。

特にご意見・ご質問がないようですので、只今事務局より説明のありました委嘱第1号熱海市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱については、原案どおり委嘱することでご異議ございませんでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

西島 健介議長

異議なしと認めます。原案のとおり委嘱することに決定いたします。それでは、農地利用最適化推進委員の委嘱状交付を行います。

(委嘱状交付)

農地利用最適化推進委員は、ご着席願います。

続きまして、推薦第1号熱海市都市計画審議会委員の推薦について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (高橋)

議案は7ページになります。熱海市では、都市計画行政の円滑な運営を図るため、都市計画法に基づき、熱海市都市計画審議会を設置しております。当審議会の委員は、市長が委嘱又は任命することができるという規定があり、この度現委員の任期満了に伴い、熱海市まちづくり課より農業委員会へ委員の推薦依頼がありました。任期は10月5日から令和4年10月4日までの2年間です。職務内容は、市長の諮問に応じて市が定める都市計画に関することや都市計画について市が提出する意

見について、調査審議していただきます。委員皆様のご審議をお願いいたします。

西島 健介議長

いかがでしょうか。

小松久峰さんが都市計画に関する業務をやっているということで、小松さんをお願いしたいと思いますが、どうですか？

小松 久峰委員

分かりました。

西島 健介議長

推薦第1号熱海市都市計画審議会委員の推薦については、小松久峰さんを推薦するというご異議ございませんでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

西島 健介議長

異議なしの声がありましたので、小松さんよろしくをお願いいたします。続きまして、議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局（高橋）

議案8ページです。

許可を受けようとする土地は、下多賀字湯ヶ洞

地目は台帳が原野、現況が畑、面積は386㎡です。転用計画は、住宅。権利移転事由ですが、譲渡人は譲受人の要望に応じて売却したいとのこと、譲受人は自宅敷地内で趣味の養蜂ができる場所を探しており、この場所に自己居住用住宅を建築したいとのこと。工期は令和2年9月1日から12月末まで。建築面積は89.43㎡です。権利の内容は所有権移転です。10ページが、今回の建築計画の配置図になります。11ページが申請地の地図、12ページが申請地の現在の写真です。こちらについて審議をお願いいたします。

西島 健介議長

川口さんの方から補足をお願いします。

川口 哲章委員

現地調査行きましたが、地目のとおり、畑というより原野に近い状況でした。農地の区分は第2種、農振の区分は白地、宅造規制はあり、風致地区は第2種、用途区分は無指定です。よろしくをお願いします。

西島 健介議長

何か問題点等ありますでしょうか。

ちょっと説明させていただきますが、駐車場の所に合併処理浄化槽（浸透枳へ放流）を作るというふうになっています。熱海市では下水道計画区域には浄化槽の設置はできませんけど、区域外ということで浄化槽になっています。排水ができないということで、浸透枳になっています。浸透枳は熱海市では珍しいですね。伊東市にはありますが。

特に異議がないようですので、承認ということでよろしいでしょうか。

蒔田 廣康委員 これ流れるところはなかったっけ？

田中 公一委員 ない、ない。

西島 健介議長 例えば国道に側溝があった場合でも、そこに流したいけど、でもそれは雨水の側溝だから流したら駄目なんです。この道路に側溝があったかどうかは分からないですけど、ここは流すところがないので、浸透柵になっています。
よろしいですか？

川口 哲章委員 少し上にいった所が住宅地ですけど、そこでも同じですか？

西島 健介議長 そこは分譲地なので、大きい浄化槽入れて集中処理して排水していると思います。

川口 哲章委員 分かりました。

西島 健介議長 他に何かありますか。

今回の申請は、家を建てる所と養蜂をやる所とで分筆はしないという計画ですよ。

事務局（高橋） そうです。県の方からも特にそういった指導はありませんでした。

山田 秀明委員 税金を安くするために、家を建てる所は宅地で、あとは原野にするとか、そういうやり方はしないと思う。

西島 健介議長 分かりました。余計な事言ってしまうって申し訳ないです。

小松 久峰委員 養蜂やると糞が必ずでるんですよ。そういう場合、委員会の責任になるんですか。許可申請を承認した立場として。多分苦情とかくと思うんですよ。趣味がどのくらいの範囲か分かりませんが。ロウの成分がある糞なので、洗濯物に付いたとか車に付いたとか、汚れが落ちづらいと聞いたことがある。少し上がった所に家があるじゃないですか。
蜂を飼うという許可申請は提出するんですよ？

事務局（高橋） 届出はするみたいです。

小松 久峰委員 あと葉やらのきゃいけないとか、そういう指導も出ると思うんですよ。

田中 公一委員 転用許可申請とは別問題でしょ。

古屋 互委員 そうそう。許可申請の話をしているのであって、その次の話じゃないから。許可をするかしないかの話だから、そっちの話をしちゃおうと…。

小松 久峰委員 排水処理のこととか書いてあるし、同じことじゃないですか。ただ懸念を言っているだけです。

西島 健介議長 浄化槽の関係は建築基準法なんですよ。養蜂については関係機関の指導を受けることでいいと思います。
ここで駄目だという根拠はないような気がします。
よろしいですか？

全 員 (異議なしの声あり)

西島 健介議長 続きまして議案第2号非農地証明申請について事務局お願いします。

事務局 (高橋) 議案は13ページです。
土地の所在は、伊豆山字七尾原 地目はいずれも台帳畑で現況山林、面積は928㎡と1,107㎡です。登記上の所有者は
です。耕作以外に供した年月日は平成元年頃。理由は、耕作する方がいなくて長年放置していたということです。場所が15ページの地図のとおりで、16ページが現状の写真です。こちらについて審議をお願いいたします。

西島 健介議長 伊豆山の田中さん、どうですか。

田中 公一委員 田中が説明させていただきます。戦後すぐくらいまでは、たくあん大根とかを作っていた畑で、申請者の親の代から耕作放棄に近い状態になっていました。農地区分は第3種、農振は地域外、宅造規制あり、風致は無指定、用途区分は第2種中高層住居専用地域です。写真を見ると分かりますが、雑木が3、40年手入れされていない状態です。何にも利用できないし農地に戻すとしたらお金も相当かかります。非農地証明は妥当だと私は考えます。以上です。

西島 健介議長 ありがとうございます。
非農地証明について少し説明させていただきます。初めての方がいらっしゃるのです。昭和58年に、運用という形で一定の条件のもとで農業委員会が非農地証明を交付するこの制度が始まりました。非農地証明を出す対象となるものは、1. 植林されている土地、2. 建築物等が設置されている土地、3. 道路敷として利用されている土地、4. 自然災害により農地として復元が困難な土地、5. 耕作されない状態が続いたことにより森林原野化し農地への復元が不可能な土地です。1から3は本来ならば農地転用をしてその目的に使ってもらうわけですが、農地の状態でなくなって10年経っていれば認めますということになります。
今回のケースは田中さんの説明のとおり、耕作放棄して今の状態になってしまい復元はできないということです。特に問題ないということでよろしいでしょうか。

全 員 (異議なしの声あり)

西島 健介議長

それでは非農地証明を出すということで決定させていただきます。

以上で審議は終わりました。その他に行く前に、推進委員の皆さんに自己紹介をお願いしたいと思います。

(推進委員 順次自己紹介)

ありがとうございました。それではその他に移らせていただきます。事務局から説明をお願いします。

【その他】

1. 委員報酬の積立について
報酬の中から活動費を差し引いて年度末に1年間分を支払う
2. 活動記録簿について
委員報酬の算定に必要な資料なので、毎月提出すること
3. 公務災害補償制度への加入について
例年通り加入
4. 全国農業新聞の購読について
全委員購読です承
5. 畑作業について
9月 7日 現地調査後(雨天時予備日 9月10日 総会后)
9月10日の総会はJAあいら伊豆下多賀支店で行う

議 長

西島 健介

1 番委員

塩谷 昇二

2 番委員

田 中 公 一

臨時議長

川 口 哲 章

熱海市農業委員会

令和2年9月総会 議事録

1. 日 時 令和2年9月10日(木) 午後1時30分
2. 場 所 JAあいら伊豆下多賀支店 2階会議室
3. 出席者 出席委員 西島 健介 他8名
出席推進委員 窪田 隆一 外3名
欠席委員 なし
欠席推進委員 なし
出席職員(事務局) 富岡 久和 青木 渉 高橋 三千丈
4. 審議案件 1. 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
5. 議 事 開始 午後1時30分
終了 午後2時05分

西島 健介議長

それでは、揃いましたので今月の総会を始めさせていただきたいと思います。日は短くなりましたけど、日中の暑さはそのまま農作業がままならない状況です。今日は大根の種まきがありますので、審議の方スムーズに進めていきたいと思えます。よろしくお願ひします。今日の議事録署名人は、3番の古屋委員と4番の山田委員にお願いいたします。それでは早速議案に入らせていただきます。議案第1号の5条申請について事務局から説明をお願いします。

事務局(高橋)

ページは2ページです。議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。

許可を受けよう

とする土地の状況ですが、所在は下多賀字楠ヶ洞

地目は

畑で、面積は合計で412㎡、現在みかん畑として利用されています。転用計画が住宅。権利設定理由は、子の居宅新築のため土地を提供したいとのことです。工期は今年の10月30日から令和3年3月31日までで、建築面積は105.38㎡です。権利の内容は、使用貸借権の設定です。転用によって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害の防除施設については、隣接する耕作地と新築家屋に距離があり、植栽設置以外の計画がないため防除施設の計画はありません。その他として、当該申請地は、平成2年7月に農地法第4条の許可が出ております。通路及び製品置場を作る計画で許可を得ていましたが、現在に至るまで手をつけておらず、今回の5条申請と同時に4条許可の取消願が提出されております。場所は、3ページの地図のとおりです。4ページが公図写です。5ページが

4. 令和2年7月豪雨災害義援金の募集について

1口1,000円×委員13人分=13,000円寄付する

議長 西島 健介

3番委員 古屋 亘

4番委員 山田 秀明

熱海市農業委員会

令和2年10月総会 議事録

1. 日 時 令和2年10月9日(金) 午後1時30分
2. 場 所 熱海市役所第1庁舎4階 第2会議室
3. 出席者 出席委員 西島 健介 他7名
出席推進委員 窪田 隆一 他2名
欠席委員 新留 奈美
欠席推進委員 杉崎 保
出席職員(事務局) 富岡 久和 青木 渉 高橋 三千丈
4. 審議案件 1. 非農地証明申請について
2. 転用事実確認願について
3. その他
5. 議 事 開始 午後1時30分
終了 午後2時50分

西島 健介議長 それでは、揃いましたので10月の総会を始めさせていただきます。5日の畑の大根の作業ご苦労様でした。おかげで順調に育っていると思います。あと、9月29日に沼津市で行われた研修会には、事務局入れて10名で参加しました。その内容については後で私から説明させていただきます。それでは議事に入りたいと思います。まず、議事録署名人は、5番の小松委員と7番の蒔田委員にお願いします。それでは議案第1号の非農地証明申請について事務局から説明をお願いします。

事務局(高橋) 議案第1号非農地証明申請です。ページは2ページです。

土地の所在は、泉元宮上分字寺坂 地
目は台帳が田、現況は宅地です。面積は合計で259㎡です。耕作以外に供した年月日が、昭和48年12月28日、この日付で自宅の建築がされております。建築に際しては業者に一任しており農地法等について知らなかったとのこと。自宅を建てた当時の所有者は令和2年4月に亡くなり、申請者が相続しました。場所は3ページの地図のとおりです。4ページが現況写真です。こちらについて審議をお願いいたします。

西島 健介議長 それでは、追加の説明を塩谷さんお願いします。

塩谷 昇二委員 それでは、議席番号1番塩谷が説明いたします。農地の区分は第3種、農振の区分は地域外。宅造規制はあり、風致は無指定、用途区分は第2種中高層住居専用地域です。現況を説明しますと、写真にもある通り、2階建ての家屋が建っていて、

昭和48年当時建てたものだと推測されます。現在は誰も住んでいないような状況で草も生えています。そういうことで、審議の方お願いいたします。

西島 健介議長

何かご質問とかご意見ありましたらお願いします。

山田 秀明委員

よろしいですか。意見というか。現況が宅地になっているわけですね。台帳上は畑とか田だけど現況が宅地になっているということは、何かしらの届があって市の課税の部署が確認に行っているわけですよ。それで宅地に直しているわけだから、その時に担当者が、農地転用やってますかとも言えるし、また逆に農転が出たときには農業委員会から課税の部署に通知がたって、課税の担当が確認に行くと雑種地などに評価するんですよ。だから、横の連携をとれば今になって何年も前のことをやる必要もないので、その辺はちゃんと連携をとってもらいたいと思います。

西島 健介議長

それと今までのケースでは、農地転用したけど地目変更していないというケースもあるわけです。それが昭和48年なもので。

事務局（高橋）

古すぎて記録がありません。

山田 秀明委員

登記上ではなくて現況を宅地にしているということは、課税が分かっているわけですよ。

登記は強制的ではないけど。

事務局
(富岡事務局長)

ちょっと補足させていただくと、今山田さんが仰ったケースで横の連携は当然させていただいている、だからこそ今住居が建っているところを農地台帳上も宅地として判断しているという状況です。今回の問題点は、登記簿が田のまま現況が宅地になっているのが根本のところなので、市役所と法務局とのやり取りの中で所有者がそこに一枚かんで自分の手間で登記を変えなければいけないところを変えていないというのが問題であって、今回の非農地証明によって田の部分が宅地に変わってくるケースだと思います。ある意味是正されるための準備行為かなというイメージだと考えています。

山田 秀明委員

農業委員会の方に届けは何もないの？

事務局（高橋）

あまりに古いものだと農転の記録がないので、もしかしたら今回のも農転の許可をとっている可能性はありますが、それが分からないので非農地証明を取るという形です。

川口 哲章委員

まさに宅地課税で台帳が畑や田のままのケースってけっこうありましたよね。

山田 秀明委員

登記は罰則はないし、税金も宅地課税だから市役所的にも問題はないけど。

川口 哲章委員

山田さんが言うとおりでと思うよ。今後は連携をうまくとっていくといいね。

事務局
(富岡事務局長)

最近のケースでいうと、農転の許可が出れば、税務課に情報は渡していますし、税務課もその後調査をするというのが基本でございますので、ご指摘の通りより一層きちんとやるように連携はとらせていただきます。

西島 健介議長

連携が必要だというのは当たり前の話ですね。

蒔田 廣康委員

課税の部署の方では現地調査をしているわけでしょう。

山田 秀明委員

農転が出ればね。

蒔田 廣康委員

農転が出ていないときは？

山田 秀明委員

近所を回っていて家が建っているのをたまたま見つけたり。

蒔田 廣康委員

その都度確認していないわけだ。

山田 秀明委員

勝手にやられてしまうと分からないわけですよ。何か工事などをやっていれば税務課は必ず見に行くんですよ。

西島 健介議長

見直しは定期的にやっているの？

山田 秀明委員

基本的には、建築課の方から家が建った情報が入ったり、農業委員会から農転の情報が入ったりしたら、見に行っています。全部は回れないから。

事務局
(富岡事務局長)

何かしらの動きがあった時にですね。今蒔田さんが疑問に思ったようなことを税務課がやろうとすると、市域全体を全筆調査しなくては行けなくて、なかなかそれは現実的ではないんですね。ただ、工事とか何かしらのきっかけがあったり、別の調査の時にたまたま見つけたりするようなことがあると思います。

山田 秀明委員

しっかりした建設業者だったら、こういう届けをしなければだめだとか教えてくれると思うけど、そうでないこともある。だから誰かが教えてくれないと分からない。

西島 健介議長

ありがとうございます。まあ、いろんなご意見がありました。それでは決をとりたいと思います。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

西島 健介議長

では、承認ということでお願いします。
続きまして、2号議案に入りたいと思います。事務局説明をお願いします。

事務局 (高橋)

議案第2号非農地証明申請です。ページは6ページです。

土地の所在は、下多賀字巳込 地目は台帳が畑で
現況は雑種地です。面積は375㎡です。平成9年に相続で所有権移転がありまし

たがその時はすでに現在の状態になっていたとのことです。平成9年の後、平成27年にも相続が発生していますが、現状の駐車場となったことについて相続人の誰も関与していません。旧所有者が行ったものと思われませんが、その事情は不明です。相続人のいずれも、本件につき農地法所定の手続きが必要である旨の認識はなかったとのことです。場所は7ページの地図のとおりです。現況の写真は8ページです。こちらについて審議をお願いいたします。

西島 健介議長

追加の説明を中野担当の西島がさせていただきます。申請者が5人いますが、そのおじいさんが平成9年に亡くなっております。現状は駐車場になっておりますが、なぜ駐車場になっているかという、中野団地が出来たときに、駐車場がなかったために駐車場にしたようです。農地の区分は第2種、農振の区分は白地、宅造規制なし、風致地区第2種、用途区分無指定です。

そんな状況です。よろしくご審議をお願いします。

ご質問、ご意見ありますか。

なければ承認ということよろしいですか？

この後の申請者の意向は事務局の方で聞いていない？

事務局（高橋）

聞いていません。

西島 健介議長

売却したいとか、そういうのが分かると進めやすいので、ちょっとその辺も申請時に聞くことができれば聞いてください。

山田 秀明委員

非農地証明が出れば台帳の地目が変わるということですか？

西島 健介議長

そう、地目変更が目的です。

それでは、承認してよろしいか伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

全 員

（ 異議なしの声あり ）

西島 健介議長

では、承認ということでお願いします。

続きまして、3号議案に移らせていただきます。転用事実確認について事務局説明をお願いします。

事務局（高橋）

議案3号転用事実確認です。ページは10ページになります。

、土地の所在は、下多賀宇高木

地目

は畑で、面積は849㎡です。許可年月日が令和2年2月25日、使用目的は住宅用地、転用完了年月日は令和2年9月4日です。場所は11ページの地図のとおりです。12ページが転用申請時に提出された計画図です。2筆を4つの区画に分けて進入路を作るという計画です。13ページが4つの区画で分筆した後の公図になります。14ページが、転用完了後の写真です。こちらについて審議をお願いいた

します。

西島 健介議長

地区は下多賀ですが、前年度の5条申請の転用事実確認ですので、私の方から説明させていただきます。農地の区分は第3種、農振は地域外、宅造規制なし、風致地区無指定、用途区分は第2種住居地域となっています。5条申請の時点ではかなり荒れた状態でしたが、現地調査したところ、申請通り工事されており特に問題ないと思います。いかがでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

西島 健介議長

それでは、議案の方はこれで終了しましたので、その他に入らせていただきます。事務局の方からお願いします。

【その他】

1. 初島地区落花生の生育確認について
10月15日 午前中 (西島会長、塩谷委員、古屋委員、秋山推進委員)
2. 農地利用最適化推進研修会(9/29)の報告について
熱海市からは10名出席。西島会長より研修内容の報告。
3. 会長からの提案
各種イベント時の相談ブースの出店
農地に関する相談(新規就農に関することなど)
4. 熱海市都市計画審議会(10/5)の報告について
審議会委員となっている小松久峰委員から内容報告。

西島 健介議長

それでは、他にないようでしたら塩谷さん締めをお願いします。

塩谷 昇二委員

本日の議案の審議は、非農地証明が2件、転用事実確認が1件、全て承認ということですのでよろしくお願いいたします。その他ですが、15日に初島見に行ってきます。今日はご苦労様でした。

議 長

西島 健介

5番委員

7番委員

小松久峰
塩谷 昇二

熱海市農業委員会

令和2年11月総会 議事録

1. 日 時 令和2年11月10日(火) 午後1時30分
2. 場 所 熱海市役所第1庁舎4階 第2会議室
3. 出 席 者 出席委員 西島 健介 他6名
出席推進委員 窪田 隆一 他2名
欠席委員 田中 公一 新留 奈美
欠席推進委員 杉崎 保
出席職員(事務局) 富岡 久和 青木 渉 高橋 三千丈

4. 審 議 案 件
1. 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 2. 転用事実確認願について
 3. 農地法第3条の規定による許可の取消について
 4. 農地法第3条の規定による許可申請について
 5. 非農地証明申請について
 6. その他

5. 議 事
- 開始 午後1時30分
終了 午後3時05分

西島 健介議長

それでは、時間が来ましたので始めさせていただきます。今日の欠席は新留さん、田中さん、杉崎さんです。今年は台風が少なく穏やかな日が続いております。農業委員会の大根も順調に生育しております。10月15日には初島へ4名で落花生の生育状況の確認に行ってきました。議事終了後に報告したいと思います。それでは早速議事に入りたいと思います。よろしくお願ひします。議事録署名人は、8番の川口委員と1番の塩谷委員にお願ひします。それでは議案第1号は市内桜木町の5条申請です。事務局から説明をお願ひします。

事務局(高橋)

議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請です。ページは2ページです。

許可を受けようとする土地は、桜木町 地目は台帳が畑、課税上の地目は雑種地です。登記面積は343㎡で、実測は386㎡です。利用状況は未利用地で、農地の区分は第3種です。転用の計画は、住宅及びドッグラン。譲渡人としては、未利用地のため売却したいとのことで、譲受人は、居住用住宅を建設し同敷地内にドッグランを設置したいとのことです。工期は令和2年12月10日から令和3年4月30日まで。建築面積は83.11㎡です。権利の内容は所有権移転になります。近隣に農地はありません。場所は3ページの地図のとおりです。4ページが公図です。今回の計画は、隣接する山林と合わせての

計画です。赤線で囲われた部分が今回の計画地です。5ページが、計画配置図になります。6ページが、現況の写真になります。こちらについて審議をお願いいたします。

西島 健介議長

それでは、追加の説明ですが、地区担当の古屋さんが現地調査の際欠席でしたので、私の方から説明させていただきます。

場所は今宮神社を上を上ったところになります。この地域は急傾斜の道沿いに家が建っているような状況で、近隣には農地はありません。写真を見てください。周りには家が建っていますが、ここだけこういう状態になっています。長い間こういう状態だったと思われます。その為に雑木が大木になっているところもあります。よろしくご審議をお願いします。

何かご質問とかご意見ありますか？

3ページを見てください。周辺の状況を少し説明します。道沿いに家が建っておりまして、農地はありません。そんな状況です。

いかがでしょうか。

塩谷 昇二委員

いいと思います。

全 員

(異議なしの声あり)

西島 健介議長

それでは承認ということで決めさせていただきたいと思います。

続きまして議案2号、転用事実確認です。事務局説明をお願いします。

事務局 (高橋)

議案2号、転用事実確認です。8ページをご覧ください。

土地の所在は、上多賀字下曾根田 地目は田、面積は237㎡です。許可年月日は平成31年3月25日。使用目的は自己住宅と駐車場です。建築面積は134.14㎡。転用完了年月日は、令和2年1月18日です。場所は9ページの地図のとおりです。10ページが、転用申請時に出された計画図になります。11ページが転用完了後の写真になります。こちらについて審議の方をお願いいたします。

西島 健介議長

上多賀の案件になりますので、担当の山田委員から説明ありますか？

山田 秀明委員

農地の区分は第3種、農振は地域外、宅造規制なし、風致地区は無指定、用途区分は第2種中高層住居専用地域です。

西島 健介議長

ちゃんと家が建っていますが、いかがでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

西島 健介議長

それでは承認ということで。

次に移ります。議案3号、農地法第3条の規定による許可の取消について、事務局

説明をお願いします。

事務局（高橋）

議案3号、農地法第3条の許可の取消です。ページは13ページになります。

許可を受けた土地は、下多賀字大久保 登記地目畑、面積1129㎡。許可日は令和元年8月15日。許可に係る権利の種類は所有権移転。こちらの土地は、市営住宅の跡地ですが、本来の手続きとしては、市が市営住宅建設時に「畑」から「宅地」に地目を変更して適正に維持管理すべきところそれをやっておらず、さらに住宅解体時にも地目を変更するタイミングがありましたがそれを怠っていました。なので現況は宅地と認識しながら、登記上の地目を「畑」として据え置いたままにしておりました。許可取消の申請理由は、許可申請時の現況地目の表示の錯誤です。土地の場所は14ページの地図のとおりです。15ページが現況写真です。こちらについて審議をお願いいたします。

西島 健介議長

経過を説明しますと、元々は のおじいさんが持っていた土地です。それを市が購入して市営住宅を建設しました。市営住宅が取り壊されたわけですが、地目が変更されず農地のままになっていたということです。取り壊した後宅地として売りに出されましたが買い手がつかずに放置されていて、 が3条申請で買い受けるという形になりました。しかし、事務局説明のとおり許可申請時の現況地目の表示に錯誤があり、今回の許可取消となりました。今後の予定としては、許可を取り消した後、この土地の現況を畑に戻していくそうです。

小松 力推進委員

市の方で農地にするのですね。

事務局
(富岡事務局長)
西島 健介議長

所有者は市のままで、農地にしていく。

約3年 に貸すという形になると思います。今も がレモンの苗木を植えたり農地に戻す作業をしていますが、農地になったと認められるような状態になったら、改めて3条申請をする予定です。ということで、この案件はいったん許可を取り消して元に戻して、改めて3条申請をするので、非常に速回りをするという風なことになると思います。登記が農地のままだったのでこうなりましたが、もし市が宅地にしてあったらこういう形にはならなかったですね。この案件いかがでしょうか。

山田 秀明委員

市営住宅があった所だからいきなり農地で安い金額で売るのは無理があるかなという感じはします。かといって現況農地かといわれると、ちょっとまだそういう感じもしないから、また様子を見て畑に戻ったらいいのかなと思います。

西島 健介議長

ほかに何かご意見ありますか。

それでは許可の取消について承認するという事によろしいですか。

全 員

(異議なしの声あり)

西島 健介議長 異議なしということで進めさせていただきます。次、議案4号農地法第3条の許可申請について事務局説明をお願いします。

事務局（高橋） 議案4号、農地法第3条の許可申請になります。17ページをご覧ください。

許可を受けようとする土地は、泉元門川分郷清水 地目は畑、面積は2201㎡です。契約の内容は所有権移転です。譲受人が所有する農地は、今回の申請地の隣 で、面積は1719㎡です。譲受人が所有する機械は、耕運機1台、シュレッダー2台。作付予定作物はパッションフルーツ。農作業に従事する方は、本人と夫で、農作業経験は共に12年、年間農作業従事日数は200日とのことです。住所地となる場所から今回の土地までは車で30分です。18、19ページが耕作管理計画です。パッションフルーツのほかに、アボカドやブルーベリー、びわ、キウイも栽培予定です。20ページが地図で、21ページが現況写真です。こちらについて審議をお願いいたします。

西島 健介議長 追加の説明を、泉の担当の塩谷さんお願いします。

塩谷 昇二委員 現状を説明しますと、農地の区分は第2種、農振農用地区域、宅造規制はあり、風致第1種、用途区分は無指定です。周りはほとんどミカン畑で、この申請地だけ少しだけ荒れていました。少し手をかければすぐに農地にできる状態でした。よろしく審議をお願いいたします。

西島 健介議長 追加で説明させていただきます。申請者の夫にお話を伺いました。12年前に農地を購入して就農したとのことです。耕運機とシュレッダーのほかにチェーンソーを4台持っているそうです。荒れている土地を農地に変えることは、別の場所でもやった経験があるそうです。85歳ですが、その歳には見えなかったです。

小松 力推進委員 この方は住所近くの熱海市中心部でも農業をやっているのですか？

西島 健介議長 やっていないと思います。今回の申請地の隣の農地を所有しているので、そこでやっています。

古屋 互委員 土地は泉だけど、家は桜木町にある。

塩谷 昇二委員 泉で農業やっていて、今回はその土地の隣の土地を買いたいというものです。自分の所有農地ではよくやっていました。やる気は凄くあるみたいですね。

西島 健介議長 85歳とは思えない。パッションフルーツは年を越えない場合があって、その時はすぐ植え替えるそうです。年を越えられるものもあるようです。アボカドは20本植えてあって、巨木になるそうです。販売はホームページやSNSを利用するということです。耕作放棄地がこの方に引き継がれるということで、非常に喜ばしい申請だと思います。いかがでしょうか。

全 員	(異議なしの声あり)
西島 健介議長	では承認ということで。
蒔田 廣康委員	これは5条許可の後の転用事実確認みたいに、確認はしなくていいの？
事務局 (高橋)	年1回の農地パトロールの中で確認していただければいいです。
西島 健介議長	それでは議案第5号非農地証明です。事務局説明をお願いします。
事務局 (高橋)	議案5号非農地証明申請です。ページは23ページです。 土地の所在は、泉元門川分字立ヶ窪 地目畑、面積は4353㎡です。平成19年3月20日に 相続により所有しましたが、営農せず放置しておりました。営農しないまま両名とも亡くなったことで、申請者が相続財産管理人となりました。場所は24ページの地図のとおりです。25ページが現状の写真です。こちらについて審議をお願いいたします。
西島 健介議長	追加の説明を泉の担当の塩谷さんお願いします。
塩谷 昇二委員	農地の区分は第2種、農振は白地、宅造規制あり、風致は第1種、用途区分は無指定です。写真見ていただきますと分かりますが、地目は畑になっていますけどご覧のように大木が生い茂っていて、笹もいっぱいあって畑と呼べるような状態ではないです。ここは非農地証明をとった後、先程の4号議案の申請者が開墾して畑にしようとしているようです。現地調査の際いろいろと説明していただきましたけど、伐採、伐根して畑にしたいと言っていました。 売買するのに畑としては売れないので一度非農地にして、非農地として売買してから畑にするということです。
山田 秀明委員	畑にするの？
塩谷 昇二委員	畑にするということです。
山田 秀明委員	畑にするのに非農地証明なの？
塩谷 昇二委員	現状が畑ではないので、畑で申請すると問題があります。現状は原野みたいになっちゃっています。
窪田隆一推進委員	地目変更するってことでしょ。そこからまた畑にするんでしょ。
西島 健介議長	地目変更してから譲り受けて、そこから畑に戻す。現状は誰が見ても雑木が生えていて農地としては認められない。

古屋 互委員 畑に戻したら地目も畑に直すってことですね。

小松 力推進委員 畑としては認められないということなんですね。

西島 健介議長 そういうことです。

塩谷 昇二委員 本人はとりあえず現状のまま買いたいということです。

古屋 互委員 そうすると全てで6000㎡やるということですね。

塩谷 昇二委員 圃地の中にポツンとそこだけ取り残された感じで原野みたいになっているので、やってくれるならありがたい。

西島 健介議長 念のために再度聞いたんですよ。そしたら、本人曰く「こういうのは得意です、過去にもやったことがあります」と。

山田 秀明委員 開墾して畑にしたら、農地証明とか出して地目を畑にするのですか？

塩谷 昇二委員 そのつもりだと思います。とりあえず買わないと伐根もなにもできないから。

窪田隆一推進委員 地目を変えないと買えないということだよな。

塩谷 昇二委員 現状のままでは買えない。

西島 健介議長 塩谷さんと私は実際ここを買いたいという方に会って決意を聞いて、感動してしまいました。

事務局
(富岡事務局長) 山田さんが先ほど仰ったことですが、非農地になって登記上地目が雑種地になったとして、農地に戻したときにもう一度農業委員会で議論されて農地化されるのかどうかということであったと思います。

基本的に、畑になると課税地目自体は課税部署の調査の中で畑になって畑課税になります。そのあと、登記地目を直すのは別手続きになりますが、農業委員会の議論を経ることはないので、ご自身で申請によって変更していただく形になると思います。ただ取引の段階で、現況は地目と相違して山林化しているのので、畑として取引ができません。なので、非農地証明を出して、雑種地なり山林としての取引をした上で農地化していただくと。そういうことです。

西島 健介議長 それでは、この非農地証明認めてよろしいでしょうか？

全 員 (異議なしの声あり)

西島 健介議長 では、認めるということで進めさせていただきます。
今後期待したいと思います。以上で予定された議事の方は終了させていただきます

す。その他に移りたいと思います。事務局説明をお願いします。

【その他】

1. B分類農地の非農地判断について
候補地のリストを事務局より提示。12月の総会で承認後に非農地通知を発するので、
疑義がある箇所は12月総会前までに事務局へ連絡すること。
2. 初島地区の人・農地プラン話合いについて
初島地区第2回目の話合いを12月2日に開催予定
(出席予定) 農業委員：西島、塩谷、蒔田、古屋、山田
推進委員：秋山、窪田
事前打ち合わせ：11月25日
3. 畑作業（大根収穫）について
12月7日の現地調査後…福祉施設寄付用
12月28日の午後…歳末協同朝市用
4. 農地バンクについて
会長から提案…年明けに振興公社の職員を招いて研修会を開きたい。
事務局で日程調整を行う。

西島 健介議長 | ほかになければ、塩谷さんお願いします。

塩谷 昇二委員 | 今日はご苦労様でした。本日の議案、農地法第5条第1項の許可申請が1件、転用
事実確認が1件、農地法第3条の許可の取消が1件、農地法第3条の許可申請が1
件、非農地証明申請が1件、以上5件。その他で初島の会議の件、非農地判断の件
などたくさんありました。大根抜きの際はまたご協力をお願いします。以上で本日
の会議を終了いたします。ありがとうございました。

議長 西島 健介

8番委員 川口 哲章

1番委員 塩谷 昇二

熱海市農業委員会

令和2年12月総会 議事録

- | | |
|------------|---|
| 1. 日 時 | 令和2年12月10日(木) 午後1時30分 |
| 2. 場 所 | あいら伊豆農業協同組合下多賀支店 2階会議室 |
| 3. 出 席 者 | 出席委員 西島 健介 他8名
出席推進委員 杉崎 保 他2名
欠席委員 なし
欠席推進委員 窪田 隆一
出席職員(事務局) 青木 渉 高橋 三千丈 |
| 4. 審 議 案 件 | 1. 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
2. B分類農地の非農地判断について
3. その他 |
| 5. 議 事 | 開始 午後1時30分
終了 午後3時15分 |

西島 健介議長

7日の大根抜き、ご苦労様でした。たくあん大根は太すぎて一人では抜けませんでした。農業委員4年目になりますけど、今の畑が3カ所目になります。2カ所目は重機も入れたりだいぶ苦労しましたが、相続にあたって借りられなくなり、前会長のご配慮で今の畑に移りました。雑草で苦労しましたが、皆さんの努力でようやく大根ができました。ありがとうございます。それでは、今日の議事は2件ですが、その他の部分で連絡事項が多々ありますので、始めたいと思います。議事録署名人は、2番の田中さんと3番の古屋さんお願いします。それでは議案第1号は下多賀の5条申請です。事務局から説明をお願いします。

事務局(高橋)

議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請です。ページは2ページです。

許可を受けようとする土地は、下多賀字修理屋敷 地目は台帳が宅地、現況は畑です。面積は1254.39㎡です。利用状況は未利用地で、農地の区分は第3種です。転用の計画は、住宅です。権利設定事由ですが、譲渡人は、父親から相続したが農業経験がなく今後も耕作する予定はなく毎年の手入れに費用がかかるため売却したいとのこと、譲受人は、自己使用するセカンドハウスと息子夫婦のセカンドハウス2棟を建築したいとのことです。工期は令和3年2月1日から令和3年11月30日まで。建築面積は416.50㎡です。権利の内容は所有権移転になります。隣接地に農地はありません。場所は3ページの地図のとおりです。4ページが転用の計画図になります。5ページが、現況の写真になります。こちらについて審議をお願いいたします。

西島 健介議長 下多賀の案件ですので、小松さんから追加の説明をお願いします。

小松 久峰委員 農地の区分は第3種、農振は地域外、宅造規制あり、風致地区は無指定、用途区分は第1種中高層住居専用地域です。以上です。

西島 健介議長 隣接地が平成29年に転用の許可が出ているようですが、まだ転用されていない状況です。今回の申請とは別問題ですが、とりあえず、隣接地はなぜ転用をやらな
いかと、事務局にはその辺の指導をしていただきたいと思います。
今回の申請についてご意見等がありますか？

特にならなければ、承認ということによろしいでしょうか。

全 員 (異議なしの声あり)

西島 健介議長 続きまして議案2号、B分類農地の非農地判断について事務局説明をお願いします。

事務局 (高橋) 議案2号、B分類農地の非農地判断についてです。先月の総会でB分類農地の非農地判断候補地の一覧をお渡しさせていただきました。今月の総会で決議されましたら、来週中に非農地通知書を送付したいと思っております。リストは7、8ページですが、先月お配りしたリストから追加したものが 있습니다。No87と88については先月のリストには入っておりませんが、古屋さんと相談の上この2つを追加しました。合計で113筆、面積は約23ヘクタールです。9、10ページの資料を所有者に送付して地目変更をお願いする形になります。このリストで問題なければ、このまま送付したいと思っておりますが、審議の方お願いいたします。

西島 健介議長 今までの調査の積み重ねということになります。名簿にあるものは一度目を通していただいていると思います。発送はいつ頃になる？

事務局 (高橋) 来週中には送りたいと思っております。

山田 秀明委員 登記が原野で現況が畑のものは登記変えなくていいんですよね？

事務局 (高橋) そうです。

西島 健介議長 問合せ等あったら対応よろしくをお願いします。では承認でよろしいでしょうか。

全 員 (異議なしの声あり)

西島 健介議長 その他に移りたいと思っております。事務局説明をお願いします。

【その他】

1. 農地法第32条第1項の規定に基づく利用意向調査について（報告）
發送リストを事務局より提示。
2. 初島地区 人・農地プラン策定のための話し合いについて（報告）
初島地区第2回目の話し合いを12月2日に開催。
（出席者）農業委員：西島、塩谷、蒔田、古屋、山田 推進委員：秋山、窪田
今後は、地区での話し合いの結果をもとにプランを作成し、策定検討会に諮った後に決定公表する。
3. 農業次世代人材投資事業サポートチーム巡回について（報告）
今年から当事業を利用している岡野谷氏のサポート巡回を11月26日に実施。
西島会長出席。
4. 歳末協同朝市について
12月29日 午前7時～（集合：6時30分）
朝市出品用の大根収穫を12月28日の午前9時から行う。
5. 農地中間管理事業研修会について
1月8日 午後3時15分～午後4時
6. 農業委員会新年会について
新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、今年度は中止
7. 1月総会について
当初の予定では開始時刻が午後4時だったが、新年会が中止になったので、会場をおさえることが出来れば開始時刻を早める。改めて通知する。

塩谷 昇二委員

今日のご苦勞様でした。農地法第5条第1項の許可申請が1件、B分類農地の非農地判断について承認されました。以上で本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

議 長

西島健介

2番委員

田中公一

3番委員

古屋 亘

熱海市農業委員会

令和3年1月総会 議事録

1. 日 時 令和3年1月8日(金) 午後1時30分
2. 場 所 熱海市役所第1庁舎 4階第2会議室
3. 出 席 者 出席委員 西島 健介 他8名
出席推進委員 窪田 隆一 他2名
欠席委員 なし
欠席推進委員 杉崎 保
出席職員(事務局) 富岡 久和 青木 渉 高橋 三千丈
4. 審 議 案 件 1. 非農地証明申請について
2. 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
3. その他
5. 議 事 開始 午後1時30分
終了 午後2時15分

西島 健介議長

あらためて、明けましておめでとうございます。コロナの感染も広がっておりますが、感染に気を付けながら農業委員会活動を進めていきたいと思っております。今後の予定ですが、現在伊豆の国市が当番になっている北伊豆4市の協議会の講習会が2月か3月にあります。来年度は熱海市が当番になり、起雲閣で講習会をやることになると思っておりますので、よろしく願いいたします。それでは議事に入りますが、本日の議事は伊豆山の非農地証明申請と下多賀の5条申請です。あと、総会の後午後2時頃から農地中間管理機構から講師が来まして、農地バンクの講習会を開催します。農協とも協力してやっていくこととなりますので、この講習会にはJAあいら伊豆の方も参加してくれることになっています。本日の議事録署名人は、4番の山田さんと5番の小松さんお願いします。それでは議案第1号の非農地証明申請について事務局から説明をお願いします。

事務局(高橋)

議案第1号、非農地証明申請です。ページは2ページです。

土地の所在は、伊豆山字坂西

地目は台帳が畑、現況は雑種地です。面積は201㎡です。耕作以外に供した年月日は、平成18年頃となっています。平成18年に農地転用許可を受けて隣接する531番14他の土地と共に申請地を取得されました。当時、社員研修所の庭園として使っており、平成22年に建物を取り壊す時まで利用していました。場所は、3ページの地図のとおりです。4ページの図において、赤く囲われた部分が申請者が所有している土地で、赤で塗られた部分が今回の申請地になります。5ページが、現況の写真になります。こちらについて審議をお願いいたします。

西島 健介議長 追加の説明を、伊豆山の田中さんお願いします。

田中 公一委員 農地の区分は第3種、農振は地域外、宅造規制なし、風致地区は無指定、用途区分は第2種中高層住居専用地域です。7日の日に会長と塩谷さん、私、小松力さんとで現況確認に行ってきました。私の記憶の中では、この場所を農地として利用していた記憶がありません。ですから、非農地証明出して差し支えないと思いますが、小松さんどうですか。

小松力推進委員 70年住んでいるけど、あそこが農地だなんてまったく夢にも思っていなかった。

田中 公一委員 そうですよ。以上そういう状況です。

西島 健介議長 はい、ありがとうございます。この件については、12月の総会で事務局から事前の相談として話がありました。平成29年に非農地の相談があってその時は認めないとしたようですが、本日の経緯の説明を受けた中で判断すると、承認していいのではないかと思いますがいかがでしょうか。承認でよろしいでしょうか。

全 員 (異議なしの声あり)

西島 健介議長 それでは承認ということをお願いします。続きまして議案2号、下多賀の5条申請について事務局説明をお願いします。

事務局 (高橋) 議案2号、農地法第5条の許可申請です。7ページをご覧ください。

許可

を受けようとする土地は、下多賀字楠ヶ洞 地目は畑、面積は1447㎡です。農地の区分は第2種です。転用の計画ですが、目的としては住宅。こちらはゲストハウスになります。権利設定事由ですが、譲渡人は、譲受人の希望を聞き入れ売却したいとのことで、譲受人は、隣接する自己所有建物と一体利用可能なゲストハウスを建築したいとのことです。工期は令和3年4月1日から10月31日まで。建築面積は、住宅部分220.62㎡、その他プール、駐車場、メンテナンス通路等で411.11㎡、合計で631.73㎡になります。権利の内容は所有権移転です。場所は8ページをご覧ください。9ページは公図の写しです。譲受人は今回の申請地の隣の宅地を所有しており、申請地を購入してゲストハウスを建てる計画です。10ページは、今回の計画の建物配置図になります。11ページが現況写真です。こちらについて審議をお願いいたします。

西島 健介議長 追加の説明を、下多賀の小松久峰さんお願いします。

小松 久峰委員 農地の区分は第2種、農振は白地、宅造規制あり、風致地区は第2種、用途区分は無指定です。

西島 健介議長 ありがとうございます。私の方から追加の説明をさせていただきます。ゲストハウスということですが、料金をとる宿泊施設なら旅館業の許可が必要となる旨現地調

査に立ち会った代理人行政書士に伝えました。先方からは、料金は取らないので旅館業には該当しないとのこと。またプールはどんなものを作るのか聞いたところ、お風呂に毛が生えたようなものだと言っていました。プールの排水は既存の側溝へ接続と記載されております。ゲストハウスの排水の関係は浄化槽に対して排水柵を設置するとのこと。あと、学校施設に隣接しておりますので、実際プールはどんなものができるのか、排水は周辺環境に大丈夫なのかといった疑問があります。あと、学校敷地側についているパイプに関しては事務局何かわかった？

事務局（高橋） この申請地一体に浸透する雨水などが学校用地との境界に集まってくるので、その水を排出するためのものらしいです。

西島 健介議長 プールの水をここに流すとすれば使えるのかな。

事務局（高橋） その側溝が使えるかどうかまでは分かりませんが、もしその水を学校側に流すということならば、もちろん学校側との協議は必要になってくると思います。ただ、仮に今の時点でその協議がされていないとしても、そこは今回の転用の審査には関わらない別の問題になります。

西島 健介議長 いかがでしょうか。

山田 秀明委員 社会的に大きな影響があるものの申請だったらプールの排水も含め十分審議するのでもいいと思うけど、プールの排水とかは農業委員会の議論の範囲外だから、手続き的に書類が揃っていれば許可していいと思います。

西島 健介議長 計画の詳細をもう少し説明してほしいと自分は考えますが如何ですか。

山田 秀明委員 今までも所有権移転の申請の時に細かい説明まで求めていたのであればいいと思いますが、そうでないならそこまで細かい説明を求めることはできないと思います。

西島 健介議長 事務局に伺いますが、この図面は建築確認を受ける最終的な図面ではないですよね。

事務局（高橋） 今の段階で最終的な図面は求めてないので、この後の建築確認の時に排水の面とかはもちろん精査されてくると思います。

山田 秀明委員 転用の事務としては、ここにこれを造るという計画だけでいいと思います。

西島 健介議長 以前隣地でがけ崩れがあったので、排水に関する適法性はどうかと思っています。

窪田隆一推進委員 それは農地法上関係ない話ではないですか。

田中 公一委員	ここを農地転用許可するかしないかの問題で、先のことは建築確認のうえで進んでいくことであって、まずはこういう形で建物を建てたいでいいと思う。現実的にはもう少し変わっていくかもしれない。だからこれから先のことを農業委員会が突っ込むことではないと思う。なるべくなら穏便に話し合っって指導していくような形が望ましいと思うけど。
西島 健介議長	許可しないということではなくて、計画をもっと知りたいと思っっての発言です。
蒔田 廣康委員	会長が言っっているようなことは、農業委員会として付帯意見として出せないの？
山田 秀明委員	許可に条件なんか付けられるの？
事務局（高橋）	許可をするのはあくまでも県で、農業委員会としては県に意見書を出します。その意見書に心情的な部分はいれられないので、単純に許可基準に当てはまるかどうかだけです。
山田 秀明委員	書類が揃っっていて、客観的にみて異議がなければいいということですよ。
富岡事務局長	農地法に対して適法かどうかをこの場で判断いただくことになります。
山田 秀明委員	主観なんかは入らないよね。
富岡事務局長	主観は入らないです。あくまでも客観的に適法性について皆さんで判断される場であるとあります。
西島 健介議長	分かりました。
小松 久峰委員	一点いいですか。今既存のスロープがありますよね。申請者の方がスロープを作り直すと思うのですが、そうしたら隣の土地の所有者の人はそこを使えるのですかね。
秋山和利推進委員	今のスロープ自体が譲渡人のものだと思うよ。
小松 久峰委員	ちょっとそこは分からないですけど、スロープが全部持っっていかれると隣の人が使えなくなると思っって。
秋山和利推進委員	そうしたら既存の階段を使うしかないよね。
小松 久峰委員	スロープ作り直しても使わせてもらえるならよりいいですよ。とりあえず。ちょっと疑問に思っただけなので。
西島 健介議長	それでは、どうでしょうか。承認するということ。

- 小松 久峰委員 心配しているのは、排水を浸透させるから地盤が緩むのではないかということですよね。崩れるのではないかと。もともと水が出る場所だと聞いているので。
- 西島 健介議長 過去法面が崩れているのですよね。今譲受人の家が建っている下の法面が崩れてそれで工事をやっています。
- 小松 久峰委員 法面の上の側溝にここの敷地に浸透した雨水が流れて、それが学校用地側のパイプを通っているようですが、そこにこのプールの水や他の水も流す計画なのでしょう。それについて市や教育委員会が了承するかどうかだから農業委員会は関係ないけど、それを心配している。
- これだけの建物を造るということは、雨水に加えて余計に水が出るわけです。自然に浸透するのとは別に。それを心配しているのだからちゃんと先方には伝えてください、ということです。だぶん僕が思うに、法面側溝なので300×300くらいしかないので、仮にプールの水なんか一気に流したら必ず溢れると思う。そういう話だと思います。そういうのを検討しないと怖いよ。
- 西島 健介議長 それでは事務局の方で、以上の意見を踏まえて、農業委員会の許可に付する以前の条件である他法令の問題を事前にクリアしているかどうかを今一度確認してもらえますか。
- 事務局（高橋） それは申請者や関係機関に再確認します。一応学校教育課には、この計画について事前協議はあるかどうか確認しましたが、今の段階ではまだないらしいです。学校用地側に多量の排水が流れるとなれば、もちろん学校側との協議は必要になってくると思います。
- 富岡事務局長 境界の所有者同士のやりとりは、当然のことながらあるということです。建築確認については、市を通らない可能性もありますが、連絡調整は出来うと思います。
- 西島 健介議長 そこをお願いしたい。農業委員会の協議の内容をうまく行政の方で生かしてほしいです。是非お願いしたい。
- 事務局（高橋） ここでの意見については申請者には伝えます。
- 西島 健介議長 慎重に審議してまいりましたが、ここで決を取りたいと思います。事務局の再確認が問題ないということが前提となりますが、承認ということでよろしいでしょうか。
- 全 員 （ 異議なしの声あり ）
- 西島 健介議長 ということで、よろしくをお願いしたいと思います。その他に移りたいと思います。事務局説明をお願いします。

【その他】

1. 歳末協同朝市の売上について（報告）
2. 令和3年度の定例会日程（案）について
3. 畑作業について

1月13日 午後1時30分から

塩谷 昇二委員

ありがとうございます。本日は、非農地証明申請が1件、農地法第5条申請が1件、共に承認です。以上で本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

議長 西島健介

4番委員 山田秀明

5番委員 小松久峰

熱海市農業委員会

令和3年2月総会 議事録

1. 日 時 令和3年2月10日(水) 午後1時30分
2. 場 所 熱海市役所第1庁舎 4階第2会議室
3. 出 席 者 出席委員 西島 健介 他6名
出席推進委員 窪田 隆一 他3名
欠席委員 蒔田 廣康 新留 奈美
欠席推進委員 なし
出席職員(事務局) 富岡 久和 青木 渉 高橋 三千丈

4. 審 議 案 件
1. 農地法第3条の規定による許可申請について
 2. 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 3. 非農地証明申請について
 4. その他

5. 議 事
- 開始 午後1時30分
終了 午後2時40分

西島 健介議長

それでは、揃いましたので始めさせていただきます。本日の議事は、泉の3条申請が2件、下多賀の5条申請と非農地証明です。議事終了後は、色々と報告事項や提案事項がありますので、よろしくお願ひしたいと思います。本日の議事録署名人は、8番の川口さんと1番の塩谷さんお願ひします。それでは議事に入りたいと思います。議案第1号の農地法第3条について事務局から説明をお願いします。

事務局(高橋)

議案第1号、農地法第3条の許可申請です。ページは2ページです。

許可を受けようとする土地は、泉元門川分字郷清水 立ヶ窪
地目は畑、面積は合計で5,108㎡です。契約の内容は所有権移転です。今回の譲受人は新規参入ですので、現に所有する農地はありません。作付けする予定の作物はすべて柑橘です。農作業に従事する方は、譲受人本人で38歳の女性です。職業はアルバイト、農作業経験は2年、年間農作業従事日数は300日、臨時雇用労働力は、収穫時に2名から4名を予定しているとのことです。住所地から農地までは車で10分です。3ページが今回譲り受ける土地の一覧地図です。4ページが郷清水だけの地図です。5ページが郷清水の現況写真です。続いて6ページが立ヶ窪の地図で、7ページが立ヶ窪の現況写真です。8ページ9ページが、譲受人の耕作管理計画です。譲受人は、今回の申請地で譲渡人の農業のお手伝いを2年ずっとやっていました。譲渡人は体調不良もあり農業続けるのが難しくなったとのことで、このタイミングで譲り受けて

今後は譲受人がこの土地で就農していくとのことです。こちらについて審議をお願いいたします。

西島 健介議長

追加の説明を、泉の塩谷さんお願いします。

塩谷 昇二委員

農地の区分は第2種、農振の区分は、白地と農用地が混在しています。宅造規制あり、風致地区は第1種、用途区分は無指定です。写真にもあるように、しっかり整備されている果樹園で、収穫も終わった後で綺麗になっています。5日に現地に行きまして、譲受人にもお会いして色々とお話を聞きました。女性の方ですけど、まだ若くてやる気のある方でした。こういう方なら是非続けてやっていただきたいと私は思いました。以上です。審議の方よろしくお願いします。

西島 健介議長

農地の承継といういちばんいい形です。2年間修業を積んで教えてもらって、その後個人で始めていくというケースです。何かご意見ありましたらお願いします。

将来にわたって、年間を通じて耕作できるような品種を植えていきたいと考えておられるようです。

ご意見がないようでしたら、承認ということでもよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

西島 健介議長

それでは承認ということをお願いします。続いて2号議案に入らせていただきます。同じく泉の3条申請です。事務局説明をお願いします。

事務局 (高橋)

議案第2号、農地法第3条の許可申請です。ページは11ページです。

許可を

受けようとする土地は、泉元門川分字立ヶ窪

です。地目は 登記原野ですが、それ以外は畑です。面積は合計で1,973㎡です。

は譲渡人含む4名での共有所有なので、譲渡人の持ち分4分の1の移転です。契約の内容は所有権移転です。譲受人が現に所有する農地は、10,450㎡です。12ページが現に所有する農地の農地台帳です。所有機械は小型のユンボ。譲り受ける土地での作付け予定の作物は、野菜が500㎡、みかんが1,473㎡となっています。農作業に従事する方は、譲受人本人、70歳で職業は農業、農作業経験は50年、農業技術修学暦は2年、年間農作業従事日数は150日です。その他世帯員として、妻と子。農作業経験はそれぞれ41年と15年。従事日数は妻60日、子が200日です。臨時雇用労働力は1名を予定しているとのことです。住所地から農地までは車で5分です。13ページが申請地の地図です。14ページですが、斜線部分が申請地で、色塗り部分が現在所有する農地です。15ページと16ページが譲受人の耕作管理計画です。譲受人は、譲渡人の親戚の方らしいです。譲渡人は手放したいとのことで、隣で就農している譲受人が引き継いで管理するとのことです。17ページが現況の写真です。こちらについて審議をお願いいたします。

西島 健介議長 追加の説明を、塩谷さんお願いします。

塩谷 昇二委員 農地の区分は第2種、農振の区分は、白地と農用地が混在しています。宅造規制あり、風致地区は第1種、用途区分は無指定です。5日の調査で、中に入って見させてもらいました。写真では少し荒れているようにも見えますが、草刈り程度で元に戻る感じです。みかんが植えてありました。以上です。審議の方よろしくをお願いします。

西島 健介議長 何かご質問やご意見ありますでしょうか。

ご本人の経歴を見ますと、興津の試験場で2年間研修を受けたとか、神柑連で勤務した後JAの営農指導員として働いていたと書いてあります。農業経験豊富な方です。息子さんも午後は農業をやるといふことです。それではご質問ご意見がないようですので、決をとりたいと思います。承認ということによろしいでしょうか。

全 員 (異議なしの声あり)

西島 健介議長 それでは承認ということをお願いします。続いて3号議案に入らせていただきます。下多賀の5条申請です。事務局説明をお願いします。

事務局 (高橋) 議案第3号、農地法第5条の許可申請です。ページは19ページです。

許可を受けようとする土地は、下多賀字大久保

地目は田、面積は合計で374㎡です。農地の区分は第3種です。転用計画は住宅です。譲渡人は昭和54年に相続により取得しましたが、住まいが遠くて管理が行き届かないので譲渡したいとのことです。譲受人は住宅敷地として利用したいとのことです。工期は令和3年5月1日から10月31日まで。建築面積は住宅部分が95.64㎡、駐車場と車路が125㎡で、合計220.64㎡です。権利の内容は所有権移転です。20ページが申請地の地図です。21ページが現況写真です。転用の計画図ですが、冊子に付け忘れしたので、1枚紙でお手元にお配りしてあります。こちらについて審議をお願いいたします。

西島 健介議長 場所が中野ですので、私の方から説明させていただきます。農地の区分は第3種、農振は地域外、宅造規制なし、風致地区無指定、用途区分は第1種中高層住居専用地域です。譲受人は御殿場市の方ですが、申請代理人によると、網代の方と結婚する予定なので、この地に家を建てるということです。ご質問ご意見ありますでしょうか。

意見ないので、承認ということによろしいでしょうか。

全 員 (異議なしの声あり)

西島 健介議長 最後の議案になります。第4号議案の非農地証明申請です。事務局説明をお願いします。

事務局（高橋） 議案4号、非農地証明申請です。ページは23ページです。
土地の所在は、下多賀字壺田山 地目は畑、面積は2,786㎡です。耕作以外に供した年月日は不明です。平成29年に相続により取得しましたが、その時にはすでに山林の状態でした。前所有者であった父親も昭和39年に相続により取得した土地です。相続により取得した土地で、土地の確認を怠っていたとのこと。24ページが申請地の地図です。25ページが現況写真です。左側が遠目から見たもので、右側がより現場に近づいて撮ったものになります。こちらについて審議をお願いいたします。

西島 健介議長 追加の説明を小松久峰さんお願いします。

小松 久峰委員 写真でもわかるように、敷地内の雑木もかなりの大木になっています。相続ということで長い間手を付けていないような状況です。農地の区分は第2種、農振の区分は白地、宅造規制あり、風致地区は第2種、用途区分は無指定です。以上です。

西島 健介議長 ご質問ご意見ありますでしょうか。ここで決を取りたいと思います。承認ということでもよろしいでしょうか。

山田 秀明委員 非農地証明とったら山林か何かにして売買するのですか？

西島 健介議長 そのようです。申請代理人によると、隣接地を所有している方が購入して、その方がこの場所を少しずつ整備したいとの意向があるようです。
それでは決をとりたいと思います。承認ということでもよろしいでしょうか。

全 員 (異議なしの声あり)

西島 健介議長 承認ということで、よろしくお願ひしたいと思います。以上で議案の方は終了します。それでは、その他に移らせていただきます。事務局説明をお願いします。

【その他】

1. 北伊豆地区農業委員会協議会委員研修会について

今年度の研修会（伊豆の国市）は中止。来年度は熱海市での開催となるので協力を依頼。

2. 人・農地プランについて

人・農地プランの実質化に向けて、現在公表されている熱海市の工程表は7地区に分けられているが、地区分けを見直した方がいいと会長から提案あり。来月の総会で引き続き審議する。

3. 畑作業について

今年度大根を栽培した土地を引き上げ、前年度まで借りていた土地を再度使用する方向で調整する。栽培する作物や量については今後検討する。

塩谷 昇二委員

それではありがとうございました。本日の議案ですが、農地法第3条申請2件、農地法第5条申請が1件、非農地証明申請が1件、承認されました。その他で人・農地プランの話が出ましたが、1人1人考えを持ち寄ってまた来月の総会で話し合いたいと思いますので、よろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

議長

西島健介

8番委員

川口哲章

1番委員

塩谷昇二

熱海市農業委員会

令和3年3月総会 議事録

1. 日 時 令和3年3月10日(水) 午後1時30分
2. 場 所 熱海市役所第1庁舎 4階第2会議室
3. 出席者 出席委員 西島 健介 他8名
出席推進委員 小松 力 他2名
欠席委員 なし
欠席推進委員 窪田 隆一
出席職員(事務局) 青木 渉 高橋 三千丈
4. 審議案件 1. 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
2. 非農地証明申請について
3. 非農地証明申請について
4. 非農地証明申請について
5. 非農地証明申請について
6. 非農地証明申請について
7. 転用事実確認願について
8. その他

5. 議 事 開始 午後1時30分
終了 午後2時50分

西島 健介議長

それでは、揃いましたので始めさせていただきます。明日11日は東日本大震災からちょうど10年になります。皆さん、色々な思いがあると思います。11日の午後14時46分にサイレンが鳴りますので、黙とうをお願いしたいと思います。本日の議事は、5条申請が1件、非農地証明申請が5件、転用事実確認願が1件の合計7件です。議案が多いですが、よろしくお願ひいたします。それでは議事に入りたいと思います。議事録署名人は、2番の田中公一さんと3番の古屋互さんです。まずは、議案第1号の農地法第5条申請について事務局から説明をお願いします。

事務局(高橋)

議案第1号、農地法第5条の許可申請です。ページは2ページです。

許可を受けようとする土地は、青葉町 地目は
台帳は宅地ですが、現況は両方とも畑です。面積は合計で1515.91
㎡です。転用計画は、通所介護施設の建築です。権利設定事由は、譲渡人としては
譲受人の希望を聞き入れ売却したいとのことで、譲受人は通所介護施設建築のため
に譲り受けたいとのことです。工期は令和3年5月10日から8月31日までです。
面積は、介護施設が74.51㎡、駐車場、車路が891.41㎡です。隣接地で

ある 山林ですが、こちらを一緒に購入して一体的に利用する計画になっております。権利の内容は所有権移転です。隣接地は生産性の低い農地であるので、今回の計画において作物の被害の防除措置は行わないとのこと。3ページが申請地の地図です。4ページが利用計画図です。見ていただくと分かりますが、主に駐車場、車路として使用する部分が多くなっております。5ページが申請地の現況写真です。譲受人となっている法人は、現在訪問介護事業を行っていますが、通所介護事業を新たに始めたいとのこと、転用して施設を建築するということです。こちらについて審議をお願いいたします。

西島 健介議長 追加の説明を、古屋さんお願いします。

古屋 互委員

、農地の区分は第3種、農振の区分は地域外、宅造規制あり、風致地区は無指定、用途区分は第1種中高層住居専用地域です。審議の方よろしくをお願いします。

西島 健介議長 ご質問等ありますでしょうか。

事務局から説明がありましたように、現在訪問介護をやっているということですよ。

古屋 互委員

そうですね。今回の計画では駐車場となる部分が多いですが、この法人は、現在この近辺の駐車場を借りていてそこに車両を置いているので、そこをやめて今回購入する土地に集約するのかなと思います。

山田 秀明委員 訪問入浴の車も持っていて結構やっていますよね。

西島 健介委員 広い敷地を求めて、通所介護施設と駐車場を建設する計画のようです。他にご意見ないようでしたら、承認ということでよろしいでしょうか。

全 員 (異議なしの声あり)

西島 健介議長 それでは次に移ります。続いて2号議案、伊豆山の非農地証明申請です。事務局説明をお願いします。

事務局 (高橋) 議案第2号、非農地証明申請です。ページは7ページです。

土地の所在は、伊豆山宇七尾原

地目は登記は畑ですが、現況は山林と雑種地です。面積は合計で3, 118㎡です。前所有者が年老いてきて平成2年頃から耕作できなくなり、農地法所定の手続きを認識しておらず植林をしてしまったとのこと。一部駐車場になっている部分についても、農地法を認識していなかったため前面道路が整備された平成3年頃に同じタイミングで整備したとのこと。その後平成8年2月に相続により現所有者が相続により取得しました。8ページが申請地の地図です。

今回申請地が広いので、9ページに航空写真をつけてあります。10ページと11ページが現況写真です。こちらについて審議をお願いいたします。

西島 健介議長 追加の説明を、田中さんお願いします。

田中 公一委員 農地の区分は第3種、農振は地域外、宅造規制あり、風致地区は第2種、用途区分は第1種中高層住居専用地域です。現状の写真見ての通り、相当古くにヒノキや杉を植林していて、どう見ても畑とは思えない状況です。以上です。

西島 健介議長 ご質問やご意見ありますでしょうか。

現況で雑種地になっている所が、駐車場になっている部分です。植林をしたのが平成2年とのことですが、木の大きさから見るとそれ以上経っていると思います。駐車場は団地の駐車場として使っていたようですが、この前現地調査した時は一台も停まっていませんでした。

ご意見ご質問ないようでしたら、承認ということでよろしいでしょうか。

全 員 (異議なしの声あり)

西島 健介議長 それでは承認ということでお願いします。続いて3号議案、下多賀の非農地証明申請です。事務局説明をお願いします。

事務局 (高橋) 議案第3号、非農地証明申請です。ページは13ページです。

土地の所在は、下多賀字杵田山 地目は登記は畑、現況は雑種地です。面積は178㎡。所有者は申請者を含め5名の共有ですが、申請者以外の方は全員亡くなっていて相続済んでいないようです。申請者は平成29年に相続により取得しましたが、相続時にはすでに通路として使われていました。前所有者である父も昭和39年に相続により取得した土地です。場所は14ページの地図のとおりです。15ページが現況写真です。こちらについて審議をお願いいたします。

西島 健介議長 追加の説明を小松久峰さん、お願いします。

小松 久峰委員 農地の区分は第2種、農振は白地、宅造規制あり、風致地区は第2種、用途区分は無指定です。登記は畑となっていますが、写真を見てのとおり道として利用している状況です。隣接する土地が4筆ありますので、その土地に入る通路として利用しているような感じです。先月非農地証明を審議した土地の隣接地で、同じ申請人です。以上です。

西島 健介議長 追加して説明しますと、先月同じ申請者で隣の土地を非農地証明出しましたが、その土地を購入する方が、今回この通路部分の申請者の持ち分も一緒に購入するというようなことです。この通路を上から下まで確認しました。一番下は伊東線の線路の方へ出るようになっていました。ご意見ご質問ございませんでしょうか。

それでは、承認ということによろしいでしょうか。

全 員 (異議なしの声あり)

西島 健介議長 それでは、第4号議案に移らせていただきます。下多賀の非農地証明申請です。事務局説明をお願いします。

事務局 (高橋) 議案4号 非農地証明申請です。ページは17ページです。
土地の所在は、下多賀字櫻田 地目は登記が田で現況は宅地です。面積は73㎡です。自己居住用住宅の建築を予定していたようですが、経済状態が悪化して住宅建築を断念。近隣住民からの申出により30年前から駐車場として利用しているとのこと。場所は18ページの地図のとおりです。19ページが現況写真です。こちらについて審議をお願いいたします。

西島 健介議長 追加の説明を川口さんをお願いします。

川口 哲章委員 写真見てもらおうと分かるとおおり、駐車場として長年使用している場所で、近隣の方に聞いても田んぼとして使っていた記憶もないそうです。農地の区分は第3種、農振は地域外、宅造規制なし、風致地区は無指定、用途区分は第2種中高層住居専用地域です。以上です。

西島 健介議長 ありがとうございます。登記が田で課税上は宅地になっています。

承認ということによろしいでしょうか。

全 員 (異議なしの声あり)

西島 健介議長 5号議案に移らせていただきます。上多賀の非農地証明です。事務局、説明をお願いします。

事務局 (高橋) 議案5号、非農地証明申請です。ページは21ページです。
土地の所在は、上多賀字大渡所 地目は登記が山林で現況は畑です。面積は935㎡です。前所有者は平成6年に相続により取得。現所有者は、平成24年に遺贈により取得しました。耕作する者はいないとのこと。現在は荒れ果てた状態になっています。場所は22ページの地図のとおりです。23ページが現況写真です。こちらについて審議をお願いいたします。

西島 健介議長 追加の説明を山田さんをお願いします。

山田 秀明委員 農地の区分は第2種、農振は白地、宅造規制あり、風致地区は第2種、用途区分は無指定です。現場を見たら、みかん畑があったような痕跡は見えましたが、もう何十年も手が付けられていない状況です。雑木が生い茂っています。以上です。

西島 健介議長 所有者 も遺贈という形で相続人ではない人に遺言で譲られたものです。農地に戻すのも不可能は状態になっていますので、認めざるを得ないと思います。承認ということによろしいでしょうか。

全 員 (異議なしの声あり)

西島 健介議長 続きまして6号議案に移ります。紅葉ガ丘町の非農地証明申請です。事務局、説明をお願いします。

事務局 (高橋) 議案6号、非農地証明申請です。ページは25ページです。

回は成年後見人弁護士からの申請です。土地の所在は、紅葉ガ丘町
地目は登記が畑で現況は宅地です。面積は165㎡です。
細は不明とのことですが、事務局で調べたところによりますと、この土地は昭和44年4月に売買で所有権取得しております。昭和44年3月に農地法5条の許可が出ている記録があったので、おそらくこの土地にかかるものと推測されますが、断定はできません。計画の詳細は不明です。26ページが申請地の地図です。27ページが現況写真です。こちらについて審議をお願いいたします。

西島 健介議長 追加の説明を古屋さんお願いします。

古屋 互委員 農地の区分は第3種、農振は地域外、宅造規制あり、風致地区は無指定、用途区分は第2種中高層住居専用地域です。第5条の許可が出ている所と推測されるのですが、排水管があったり家が建っていて取り壊したような跡があります。家が建っていたかもしれません。農地に戻すのは無理だと思います。ご審議をよろしくお願いします。

西島 健介議長 転用事実確認願を出さずに台帳が畑のままになっているケースだと思います。

山田 秀明委員 申請者の住所と場所は違う所？

事務局 (高橋) 違います。

山田 秀明委員 別のところに家があるということ？

事務局 (高橋) あります。

西島 健介議長 一度家が建ったと認められる状態です。承認ということによろしいでしょうか。

全 員 (異議なしの声あり)

西島 健介議長 それでは最後になりますが、議案7号、同じく紅葉ガ丘町の転用事実確認願です。事務局、説明をお願いします。

事務局（高橋）

議案7号、転用事実確認願です。ページは29ページです。

土地の所在は、紅葉ガ丘町

地目は登記が畑で現況は雑種地です。面積は合計で322㎡です。許可を受けた日が昭和52年3月23日、許可番号は第187号、使用目的は駐車場です。転用完了年月日は不明です。30ページが申請地の地図です。31ページが現況写真です。こちらについて審議をお願いいたします。

西島 健介議長

古屋さん、追加の説明ありますか。

古屋 互委員

説明は特にないです。転用許可が出ていて、写真のとおり駐車場になっています。

西島 健介議長

成年後見人弁護士がついて土地の整理をする中で、登記が畑だということに気づいてこの申請に至ったのだと思います。だいぶ遅くなりましたけど、事実確認ということです。特に問題ないと思います。よろしいでしょうか。

全 員

（ 異議なしの声あり ）

西島 健介議長

以上で議案の方は終了します。それでは、その他に移らせていただきます。事務局説明をお願いします。

【その他】

1. 人・農地プランの実質化に向けた工程表の見直しについて

人・農地プランの実質化に向けて、現在公表されている熱海市の工程表は7地区に分けられているが、地区分けを4つにする案を市から提案。委員了承。

塩谷 昇二委員

それではありがとうございました。本日の議案ですが、農地法第5申請1件、非農地証明申請が5件、転用事実確認が1件、承認されました。人・農地プランの実質化に向けた工程表の意見交換していただきました。3月15日の部農会長会議の中で会長から人・農地プランについてお話しをされるそうです。以上です。本日はありがとうございました。

議 長

西島 健介

2 番委員

田 中 公 一

3 番委員

古 屋 互